

支 払 基 金
平成 30 年 8 月 28 日

医薬品マスターの改定について

今般、平成 30 年 8 月 28 日付け厚生労働省告示第 310 号に基づき、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 30 年 8 月 29 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20180829」に設定し収載しております。

記

新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：13 コード）